

定期予防接種に

2種類のワクチンが

追加されます



10月から定期予防接種に「高齢者肺炎球菌ワクチン」「水痘ワクチン」が追加されます。対象となる人は、平成27年3月31日までに接種してください。



■高齢者肺炎球菌ワクチン

●対象条件

- ①平成26年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる人で未接種の人  
※平成26年度に限り101歳以上の人も対象です。

65歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生まれ
70歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生まれ
75歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生まれ
80歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生まれ
85歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生まれ
90歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生まれ
95歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生まれ
100歳以上	大正3年4月1日以前に生まれた人

- ②60歳から65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人(身体障害者1級程度)

- 接種期間：10月1日～平成27年3月31日  
※この期間を過ぎると全額自己負担となります。
- 接種回数：1回
- 料金：2,500円  
※対象②に該当する人は、身体障害者手帳を医療機関へ持参してください。  
※生活保護受給者は無料です。生活保護証明または医療券を医療機関へ持参してください。

Q. 今年70歳で対象となりますが、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンを受けました。今後、接種は必要ですか？



A. 接種の必要はありません。(これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は定期接種の対象外です)

Q. 市が任意接種の費用を一部補助していましたが、それは継続するのですか？



A. 平成27年3月31日まで実施します。  
対象者は、多久市民で定期接種対象年齢外の65歳以上の人です。ただし、任意接種を受けた場合、今後は高齢者肺炎球菌ワクチン接種者としては対象外となります。

母子手帳で確認

■水痘ワクチン



●対象年齢

- ①生後12月～36月未満のお子さん
- ②生後36月～60月未満のお子さん(平成26年度のみ対象となります)

※①②の対象者のうち、これまでに水痘にかかったことがある人、または任意接種で水痘ワクチンを接種されている場合、既に規定の回数分接種がお済みの人も対象外となります。

●接種期間：生後12月～36月の間に接種

※ただし、対象者で②生後36月～60月未満のおさんは、10月1日～平成27年3月31日までに接種をおこなってください。

●費用：無料

※対象年齢を過ぎると全額自己負担となります。

●接種回数

- ①生後12月～36月未満のお子さん⇒2回接種

未接種	⇒ 2回接種できます
任意予防接種で1回接種済み	⇒ 残り1回を接種できます
任意予防接種で2回接種済み	⇒ 接種は不要です
水痘に罹ったことがある	⇒ 接種は不要です

- ②生後36月～60月未満のお子さん⇒1回接種

未接種	⇒ 1回接種できます
予防接種を1回以上接種済み	⇒ 接種は不要です
水痘に罹ったことがある	⇒ 接種は不要です

《予防接種記録帳を配布します》

高齢者肺炎球菌ワクチンを接種後、医療機関から「接種済証」と「予防接種記録帳」が渡されます。「接種済証」は予防接種を受けた証明書となりますので、予防接種記録帳に貼り大切に保管をしてください。

高齢者肺炎球菌の定期予防接種対象者・既に市の助成で任意接種を受けられている人には、9月末に個別通知を送付しています。



予防接種情報

▼高齢者インフルエンザ予防接種

10月から始まります。

※詳しくは、10月号市報と一緒に全戸配布している説明書をご覧ください。

▼日本脳炎予防接種

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳の誕生日の前々日までに接種未完了分を接種できます。

▼子宮頸がん予防ワクチン

小6～高1の学年にあたる女子が対象年齢です。

■問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355